第五十四条第一号中「及び第二十七条第四項」を「、第二十七条第四項及び第三十五条の四第四項」に改め、「違反した者」の下に「（次条第二号に規定する者を除く。）」を加え、同条第二号中「又は第二十七条第三項」を「、第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項」に改め、「違反した者」の下に「（次条第一号に規定する者を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五百万円以下の罰金に処する。

一　外国船舶において第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項の規定に違反した者

二　外国船舶において第二十七条第四項又は第三十五条の四第四項において準用する第十七条第二項の規定により許可に付された条件に違反した者

第五十五条中「の規定」を「又は第三十五条の五第二項の規定」に改める。

第五十六条第一号中「又は第二十九条第一項」を「、第二十九条第一項又は第三十五条の六第一項」に改め、同条第二号中「した者」を「して、同項各号に掲げる行為をした者」に改め、同条第三号中「の規定」を「又は第三十五条の五第三項の規定」に改め、同条第四号中「の規定」を「又は第三十五条の六第一項の規定」に改め、同条に次の一号を加える。

六　第三十五条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、特定行為をした者

本則に次の一条及び一章を加える。

（第一審の裁判権の特例）

第五十九条　第五十三条の二及び第五十四条の二の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

第九章　外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

（外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等）

第六十条　司法警察員である者であつて政令で定めるもの（以下「取締官」という。）は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長（船長に代わつてその職務を行う者を含む。）及び違反者（当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。）に対し、遅滞なく、次項に掲げる事項を告知しなければならない。

一　海域における第五十三条の二、第五十四条の二、第五十五条、第五十六条第一号から第四号まで若しくは第六号又は第五十七条（第五十三条の二、第五十四条の二、第五十五条並びに第五十六条第一号から第四号まで及び第六号の違反行為に係る部分に限る。）の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの（以下「事件」という。）に関して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

二　前号に掲げる場合のほか、事件に関して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（次項第一号において「船舶国籍証書等」という。）の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員が前号に規定する罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

2　前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一　担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他の押収物（以下「押収物」という。）は返還されること。

二　提供すべき担保金の額

3　前項第二号の担保金の額は、事件の種別及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

第六十一条　前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

2　取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

3　検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

第六十二条　担保金は、主務大臣が保管する。

2　担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出頭し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

3　前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

4　担保金は、事件に関する手続が終結した場合その他のその保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

（主務省令への委任）

第六十三条　前三条の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、主務省令で定める。

（主務大臣等）

第六十四条　第六十条から第六十二条までにおける主務大臣及び前条における主務省令は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　環境大臣は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の自然環境保全法（以下「新法」という。）第十二条の規定の例により、同条第一項の自然環境の保全を図るための基本方針を定めることができる。

2　前項の規定により定められた新法第十二条第一項の自然環境の保全を図るための基本方針は、施行日において同条の規定により定められたものとみなす。

3　環境大臣は、新法第三十五条の二第一項の規定による指定及び新法第三十五条の三第一項の規定による決定のため、施行日前においても、関係地方公共団体の長及び中央環境審議会の意見の聴取その他の必要な準備行為をすることができる。

4　新法第三十五条の四第五項の環境省令の制定又は変更及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新法第四十三条第一項の規定の例により行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。